様式第3号(第4面)

〔記載要領〕

1　実施計画の認定を申請しようとする場合、表題中の「変更認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに宛名中の「都道府県労働局長」の文字並びに2及び3の全文を抹消すること。

2　実施計画の変更の認定を申請しようとする場合、表題中の「認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに宛名中の「都道府県労働局長」の文字並びに1及び3の全文を抹消すること。

3　実施計画の軽微な変更を届け出ようとする場合、表題中の「実施計画認定申請書」及び「実施計画変更認定申請書」の文字並びに宛名中の「厚生労働大臣」の文字並びに1及び2の全文を抹消すること。

4　実施計画認定申請書の各欄の記載方法

1)　⑤の欄については、申請者の団体の類型について、該当するものに○をつけること。

2)　⑤の欄のイの「関連する建設業者団体」の欄には、申請者が事業協同組合又は協同組合連合会である場合、申請者が直接又は間接の構成員となっている、又は、申請者の直接又は間接の構成員の3分の2以上が直接又は間接の構成員となっている建設業法第27条の37に規定する建設業者団体名を記載すること。なお、建設業者団体は一般社団法人又は一般財団法人に限ること。

3)　⑤の欄のウの「上部団体名」の欄には、申請者が任意団体である場合、申請者が支部となっている一般社団法人又は一般財団法人(直接又は間接の構成員数が30以上であって、かつ、その8割以上が建設業の許可を有している建設事業を主たる事業とする建設事業主であるものに限る。)の名称を記載すること。

4)　⑦の欄については、⑨に掲げる改善措置が必要かつ適当であることが分かるように、雇用の改善等に係る現状を記載すること。

⑩の欄については、⑨の改善措置ごとに実施時期が異なる場合には、それぞれの改善措置ごとの実施時期を記載すること。

5)　⑫の欄については、直近3年間の構成事業主における労働者の雇入れ及び離職の総数を記載すること。

6)　⑬の欄の「送出する労働者の職種ごとの見込数」及び「受け入れる労働者の職種ごとの見込数」の欄については、複数の職種について送出、受入れが行われる予定の場合には、それぞれの職種ごとに見込数を記載すること。

7)　⑬の欄については、所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

8)　申請者が事業協同組合又は協同組合連合会である場合には、⑮の「備考」欄に申請者の事務局について、専任の事務局か否か及び専任非専任の別ごとの職員数を記載すること。「専任」とは、事務局又は職員が当該申請者の事務のみを処理する状態をいうこと。このため、構成事業主の事務所又は職員が申請者の事務局又は職員を兼ねているものは、「専任」に該当しないこと。

5　実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書の記載方法

1)　変更に係る欄のみを記載すること。

2)　各欄には、変更後の内容を記載すること。変更前の内容については、別紙(様式任意)に記載して添付すること。

3)　実施計画変更届出書により変更を届け出ることができるのは、

・　構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の小規模の追加

・　建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主又は当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名若しくは名称又は住所の変更

・　改善措置の実施時期の6月以内の変更

に限られること。

4)　変更が必要な理由は、変更事項ごとに⑮の「備考」欄に記載すること。